

千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定基準

平成 28 年 3 月 15 日
平成 30 年 9 月 12 日改正
令和 2 年 9 月 4 日改正
令和 4 年 6 月 30 日改正
令和 6 年〇月〇日改正

千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱に基づき、二次保健医療圏ごとに 1 箇所指定する地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）の指定基準及び指定期間については、下記のとおりとする。

記

1 指定基準

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項の規定による病院であり、以下の要件を満たすものとする。

- （１） 「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」の規定に基づく「特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）」の規定による「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」又は「同（Ⅱ）」の施設基準を満たし、厚生労働省関東信越厚生局へ届け出ていること、若しくは届出を予定していること。
ただし、言語聴覚療法のみを実施する場合を除く。
- （２） 常勤の言語聴覚士を 1 名以上配置していること。
- （３） 医療連携体制に関する窓口及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口を設置していること。
- （４） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が広域支援センターの業務に従事すること。なお、必要に応じて、当該病院と開設者が同一である他の医療機関等の職員が当該業務に従事することを妨げない。
- （５） 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、本事業の推進に必要な職員の資質の向上に努めるとともに、該当二次保健医療圏域の市町村、医療機関及び職能団体等の地域リハビリテーション関係機関と良好な連携関係にあり、広域支援センターの機能・役割を確実に遂行できると認められること。

2 指定期間

3 年以内とし、業務実績、圏域の状況等を総合的に勘案し見直しを図るものとする。

(附則)

- 1 この指定基準は、令和 6 年〇月〇日以降に新たに指定する広域支援センターに適用する。
- 2 1 指定基準（１）に規定する施設基準に係る届出を予定している病院については、広域支援センター指定開始時点で、当該届出が行われている場合に限り、基準を満たすものとする。

(経過措置)

- 1 既に指定を受けている広域支援センターに適用する指定基準は、従前の例による。

千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定基準 新旧対照表

現 行	改正後
千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱に基づき、二次保健医療圏ごとに1箇所指定する地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）の指定基準及び指定期間については、下記のとおりとする。 記 1 指定基準 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定による病院であり、以下の要件を満たすものとする。 （1） 「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」の規定に基づく「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（<u>令和4年3月4日保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知</u>）」の規定による「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」又は「同（Ⅱ）」の施設基準を満たし、厚生労働省関東信越厚生局へ届け出ていること。 ただし、言語聴覚療法のみを実施する場合を除く。 （2） 常勤の言語聴覚士を1名以上配置していること。 （3） 医療連携体制に関する窓口及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口を設置していること。 （4） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が広域支援センターの業務に従事すること。なお、必要に応じて、当該病院と開設者が同一である他の医療機関等の職員が当該業務に従事することを妨げない。 （5） 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、本事業の推進に必要な職員の資質向上に努めるとともに、該当二次保健医療圏域の市町村、医療機関及び職能団体等の地域リハビリテーション関係機関と良好な連携関係にあり、広域支援センターの機能・役割を確実に遂行できると認められること。 2 指定期間 <u>2年以内</u>とし、業務実績、圏域の状況等を総合的に勘案し見直しを図るものとする。 （附則） 1 この指定基準は、<u>令和5年4月1日</u>以降に新たに指定する広域支援センターに適用する。	〔略〕 1 指定基準 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定による病院であり、以下の要件を満たすものとする。 （1） 「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」の規定に基づく「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（<u>令和6年3月5日保医発0305第6号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知</u>）」の規定による「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」又は「同（Ⅱ）」の施設基準を満たし、厚生労働省関東信越厚生局へ届け出ていること、<u>若しくは届出を予定していること。</u> ただし、言語聴覚療法のみを実施する場合を除く。 （2） 〔略〕 （3） 〔略〕 （4） 〔略〕 （5） 〔略〕 2 指定期間 <u>3年以内</u>とし、業務実績、圏域の状況等を総合的に勘案し見直しを図るものとする。 （附則） 1 この指定基準は、<u>令和6年〇月〇日</u>以降に新たに指定する広域支援センターに適用する。

(経過措置) 1 既に指定を受けている広域支援センターに適用する指定基準は、従前の例による。	2 1 指定基準（1）に規定する施設基準に係る届出を予定している病院については、<u>広域支援センター指定開始時点で、当該届出が行われている場合に限り、基準を満たすものとする。</u> (経過措置) 1 [略]
--	--